

函館市青少年活動表彰要綱

1 目 的

この要綱は、函館市の青少年活動に顕著な功績のあったもの、または、他の青少年活動の模範となる行いをしたものを表彰し、もって青少年の健全育成の推進を図ることを目的とする。

2 表 彰

市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、選考委員会の意見を聞いて決定し、表彰する。

- (1) 青少年の健全育成活動を地域において、献身的に行っている個人、または団体
- (2) 勤労青少年サークル育成の指導に尽力した者
- (3) 少年団体活動の中で努力をした個人、またはグループ
- (4) 過去に3の第1号から第3号までに掲げる賞のいずれかを受賞しており、その後においても継続して活動に取り組んでいる個人

3 表彰の種類

(1) 函館市青少年健全育成功労賞

青少年の健全育成のために尽力し、または貢献し、その功績が顕著な個人、または団体

(2) 函館市勤労青少年サークル育成指導賞

勤労青少年サークル育成の指導に尽力し、または貢献し、その功績が顕著な者

(3) 函館市青少年ジュニア活動賞

少年団体活動の中で、努力をした個人、またはグループ

(4) 函館市青少年活動貢献賞

過去に個人で前3号に掲げる賞のいずれかを受賞しており、その後においても継続して活動に尽力し、または貢献し、その功績が顕著な者

4 選考委員会

- (1) 表彰者の選考のため、学識経験のある者（以下「外部委員」という。）3人および子ども未来部長の計4人をもって組織する選考委員会を開催する。
- (2) 外部委員は市長が選考し、委嘱する。
- (3) 委員長は、委員の互選により1人を定める。
- (4) 選考委員の任期は、委嘱の日から表彰状の授与式の日までとする。

5 表彰の方法

- (1) 表彰は、表彰状を授与して行う。
- (2) 表彰は、前号の規定によるほか、副賞を授与して行うことができる。
- (3) 表彰を受ける者が死亡した場合には、その遺族に対し、表彰状および副賞を授与する。

6 感謝状等の授与

- (1) 市長が、青少年行政に寄与し、その功績が著しく、感謝に足ると認めた個人、または団体に対しては、感謝状を授与することができる。
- (2) 市長が、審査会、競技会、その他の催し等において、特に優れた成績を収め、賞するに足ると認めた個人、または団体に対しては、賞状を授与することができる。
- (3) 市長が、必要と認めるときは、市長賞を副賞として授与することができる。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。